

下水道事業会計(参考記載)

令和4年度ひたちなか市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度ひたちなか市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続人口	96,000人
(2) 年間処理汚水量	9,629,000 m ³
(3) 一日平均処理汚水量	26,381 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア汚水管きよ整備事業	764,016千円
イ雨水管きよ整備事業	1,570,220千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第11款 下水道事業収益	4,321,392千円
第1項 営業収益	1,922,419千円
第5項 営業外収益	2,398,972千円
第10項 特別利益	1千円

支出

第21款 下水道事業費用	3,451,775千円
第1項 営業費用	3,087,923千円
第5項 営業外費用	357,652千円
第10項 特別損失	200千円
第99項 予備費	6,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,882,551千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額160,363千円、当年度分損益勘定留保資金1,044,737千円及び当年度分利益剰余金処分額677,451千円で補てんするものとする。)

収入

第31款 資本的収入	3,278,828千円
第1項 企業債	2,313,800千円
第10項 国庫支出金	933,950千円
第20項 負担金等	31,077千円
第25項 固定資産売却代金	1千円

支出

第41款 資本的支出	5,161,379千円
第1項 建設改良費	2,916,831千円
第5項 企業債等償還金	2,238,548千円
第99項 予備費	6,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年額割
41 資本的 支出	1 建設改 良費	雨水幹線 整備事業	2,258,080千円	令和4年度	202,200千円
		下水浄化センター改 築等事業		令和5年度	1,055,880千円
			730,000千円	令和4年度	229,000千円
				令和5年度	501,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
ひたちなか市 下水道事業	2,313,800千円	普通貸借又は 証券発行（た だし、証券發 行の場合にお いて発行価格 が額面金額を 下回るときは、 それぞれ の発行価格差 減額を埋める ために必要な 金額を限度額 に加算した金 額を限度額と する）	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機関資金 について、利 率の見直しを行 った後において は、当該見直し 後の利 率)	政府資金又は地方公 共団体金融機関資金に ついては、その融資条 件により、銀行その他 の場合には、その債権 者と協定するものとす る。ただし、企業財政 の都合により、据置期 間及び償還期限を短縮 し、若しくは繰上げ償 還又は低利に借り換 えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第21款 下水道事業費用

第1項 営業費用

第5項 営業外費用

第10項 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 職員数の増加に伴い職員給与費を増額するための流用及び交際費を増額するための
流用をする場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの負担金及び補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ負担を受ける金額は412,838千円、補助を受ける
金額は1,252,989千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度利益剰余金のうち677,451千円は、次のとおり処分するものと定め
る。

(1) 自己資本金への組入 677,451千円